

取引開始基準

GMO 外貨株式会社

お客様は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、商品 CFD 取引口座の開設を申し込むことができます。

1. 当社の本取引の仕組み、本取引のリスク及び当社の本取引の特徴について理解し、本約款、CFD 取引契約締結前交付書面、及び当社の「CFD 取引ルール」(以下「取引ルール」)の内容に同意・承諾していること
2. 年齢 18 歳以上 80 歳以下の成人であること
3. 100 万円以上の金融資産があること
4. 金融商品取引業者の役職員ではないこと(ただし、明らかに当社加入協会の規則に違反しない場合を除く)
5. CFD 取引に係る「取引報告書(契約締結時交付書面)」、「取引残高報告書」、「年間損益報告書」が電磁的方法により交付されることに承諾していること
6. 当社から電話またはメールにより常時連絡がとれること、及びお客様の連絡先電話番号を正確にご登録いただけること
7. 適宜会員ページの「お知らせ」を確認していただけること。過去に金銭の授受等で当社との間で問題を生じていないこと
8. CFD 取引口座開設にあたり、当社の証券 CFD 取引口座を同時に開設していただけること

また、当社では上記の基準に加え、次の条件を商品 CFD 取引における適格条件として定めており、すべての条件を満たすお客様に限り商品 CFD の取引をしていただくことができます。

1. ご自身が行う取引が、法律上、無効又は取消しの対象となる状態にないこと
2. 取引に必要な意思表示等に、支障を生じる疾病、障害等がないこと
3. ご自身と同居のご家族に、十分な生活資金があること
4. 債務を弁済できない状態にないこと、または債務の弁済能力に起因して、法律上の制約を受けていないこと
5. 取引のために借入れをしないお客様であること
6. 元本欠損または元本を上回る欠損が生ずるおそれのある取引であることをご理解されていること
7. 本人の所在が一定で、連絡が取れる状態であること
8. 過去、当社または他の商品先物取引業者と軽微ではない事故を起こしていないこと
9. 反社会的勢力、または反社会的勢力に関与していないこと
10. 投資可能金額が 100 万円以上であること
11. 元本超過損の可能性のある取引の経験が 3 カ月以上であること